



平成 29 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 沢 井 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 澤 井 光 郎
(コード番号 4555 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 戦 略 企 画 部 長
澤 井 健 造
(TEL. 06-6105-5823)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 27 日（月）開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、「なによりも患者さんのために」の企業理念のもと、国内を中心にジェネリック医薬品の製造・販売の事業を展開しております。

昨今のジェネリック医薬品業界におきましては、平成 27 年 6 月末に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015（骨太の方針 2015）」において、ジェネリック医薬品の数量シェア目標を平成 29 年央に 70%以上とし、平成 29 年 6 月の閣議決定では「平成 32 年 9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80%とし、できる限り早期に達成できるよう更なる使用促進策を検討する」ことを定め、「後発医薬品調剤体制加算」や「後発医薬品使用体制加算」の要件見直し等、様々なジェネリック医薬品使用促進策が実施され、ジェネリック医薬品の需要が伸長しております。

しかしながら、薬価制度改定や多剤処方の減薬指導、数量シェアが中間目標値に近づいていることにより、国内におけるジェネリック医薬品の数量の伸びは当初の想定より鈍化してきております。

このような事業環境の中、当社は中期経営計画「MI TRUST 2018」の中で、「市場環境の激変の中で成長を続けられる企業体質への変革」を目指すべき姿に掲げ、国内ジェネリック市場における No. 1 シェアの堅持、ジェネリックシェア 80%時代に対応した安定供給能力とコスト管理能力の強化、海外事業の基盤構築に向けた取り組みの加速といった重点テーマに取り組んでまいりました。

その一環として、平成 29 年 5 月 31 日に米国ジェネリック市場において長い歴史を有し、主要企業の一角を担う Upsher-Smith Laboratories, LLC（以下「USL」という。）を買収いたしました（詳細につきましては平成 29 年 4 月 20 日付「米国 Upsher-Smith Laboratories, Inc. 社の買収合意（子会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。）。USL の買収により、当社は本格的な米国進出を果たし、同社事業基盤を活用することで、北米事業を進展し、国内ジェネリック事業に次ぐ、沢井製薬の第 2 の「柱」を確立し、更なる成長・拡大を目指してまいります。

また、平成 29 年 11 月 13 日に USL の 100%持分を保有する当社完全子会社 SAWAI AMERICA, LLC（注 1）（本社：米国デラウェア州、以下「SAL」という。）の持分の 20%を米州住友商事会社に譲渡する持分譲渡契約を締結しております（注 2）（詳細につきましては平成 29 年 11 月 13 日付「子会社持分の一部譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。）。グローバルビジネスにおける知見及びグローバルネットワークの豊富な住友商事グループによる USL の経営参画により、3 社の強み・特徴を最大限活用し、北米事業の更なる強化を中心にグ

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ローバル展開を加速してまいります。

今回の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金は、USL の買収に伴い調達した短期借入金の返済の一部に充当する予定です。本資金調達は、USL 買収に伴う有利子負債を削減し、当社グループの事業拡大における中長期的な収益基盤の強化及びより一層の財務体質の健全性・柔軟性を高めることに寄与し、今後の持続的な発展の実現に資するものであると考えております。

(注1) 現在 USL の 100%持分を保有する SAWAI AMERICA INC. は、持分譲渡日までに Limited Liability Company (LLC) の形態に移行した上で社名を SAL に変更する予定です。

(注2) SAL の持分の 20%の譲渡については、平成 30 年 3 月末までに完了する予定です。また、今回の SAL の持分の 20%の譲渡により、USL を 100%保有する SAL の毎期の最終利益の 80%分が当社株主に帰属する当期純利益として計上されることとなりますが、当該譲渡による当社の今期業績への影響は軽微にとどまる見込みです。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 5,000,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 12 月 5 日（火）から平成 29 年 12 月 8 日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 29 年 12 月 12 日（火）から平成 29 年 12 月 15 日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込証拠金 1 株につき発行価格（募集価格）と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100 株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 澤井光郎に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000 株
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募 集 方 法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申 込 期 間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 公募による新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申 込 証 拠 金 1 株につき処分価格（募集価格）と同一の金額
- (9) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 澤井光郎に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 900,000 株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMB C 日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社である SMB C 日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 澤井光郎に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 900,000 株
- (2) 払込金額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 SMBC 日興証券株式会社 900,000 株
- (5) 申込期日 平成 29 年 12 月 25 日（月）
- (6) 払込期日 平成 29 年 12 月 26 日（火）
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 澤井光郎に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、900,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成29年11月27日（月）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成29年12月21日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成29年12月5日（火）の場合、「平成29年12月8日（金）から平成29年12月21日（木）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成29年12月6日（水）の場合、「平成29年12月9日（土）から平成29年12月21日（木）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成29年12月7日（木）の場合、「平成29年12月12日（火）から平成29年12月21日（木）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成29年12月8日（金）の場合、「平成29年12月13日（水）から平成29年12月21日（木）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	38,170,588株	(平成29年10月31日現在)
一般募集による増加株式数	5,000,000株	
一般募集後の発行済株式総数	43,170,588株	
本第三者割当増資による増加株式数	900,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	44,070,588株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,299,572株	(平成29年10月31日現在)
一般募集による処分株式数	1,000,000株	
処分後の自己株式数	299,572株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限 39,491,806,000 円については、全額を平成 30 年 1 月末までに、金融機関から借り入れた短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、調達した資金は支出するまでの期間、当社の取引銀行の預金口座にて保管する予定であります。

また、当該短期借入金は、当社の本格的な米国進出を目的に、平成 29 年 4 月 20 日に売買契約を締結し、平成 29 年 5 月 31 日に 1,050 百万米ドルで買収完了した、米国でジェネリック事業を営む USL (注) の持分取得のために調達したものであります。今回の資金調達により、当該持分取得に伴い増加した有利子負債の一部を削減することで、財務体質の健全性・柔軟性を高めることに寄与するものと考えております。

(注) USL は、1919 年に設立された、ジェネリック医薬品の研究開発、製造、販売を手掛ける米国の製薬企業であります。米国ジェネリック市場における主要企業の一角を担い、研究開発から生産、マーケティングまで安定した経営基盤を備えています。市場を熟知した目利き力を活かし、経口固形製剤を中心とした約 30 品目の製品及び 30 品目を超えるパイプライン製品を有しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本資金調達による今期業績予想の変更はありません。本資金調達を通じて、強固な財務基盤と財務柔軟性の確保を図ることで、今後の成長戦略に係る施策を機動的に展開することが可能となり、中長期的な収益向上に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。当社の利益配分に関する方針は、将来の成長に向けた積極的な投資資金の確保と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向 30% を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本としたいと考えております。

内部留保につきましては、将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につなが

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

る投資に充当してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益	382.26円	465.57円	431.65円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	105.00円 (50.00円)	120.00円 (55.00円)	130.00円 (65.00円)
実績連結配当性向	27.5%	25.8%	30.1%
自己資本連結当期純利益率	13.2%	14.4%	12.1%
連結純資産配当率	3.6%	3.7%	3.6%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（または親会社株主に帰属する当期純利益）を、自己資本（連結純資産額合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づき、ストックオプションとしての新株予約権を発行しており、その内容は以下のとおりであります。

なお、前記「2. 今回の増資による発行済株式総数の推移」に記載の本第三者割当増資後の発行済株式総数44,070,588株に対する下記の交付株式残数合計の比率は0.52%となる見込みであります。

(注) 下記発行予定残数がすべて新株数で交付された場合の潜在株式の比率になります。

ストックオプションの付与状況（平成29年10月31日現在）

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	権利行使期間
平成25年6月25日	5,800株	1円	2,448.0円	平成25年7月11日から 平成55年7月10日まで
平成26年7月24日	5,200株	1円	2,278.0円	平成26年8月12日から 平成56年8月11日まで

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

平成 27 年 6 月 25 日	4,800 株	1 円	2,746.0 円	平成 27 年 7 月 11 日から 平成 27 年 7 月 10 日まで
平成 27 年 6 月 25 日	201,800 株	7,800 円	4,568.0 円	平成 29 年 8 月 8 日から 平成 33 年 8 月 31 日まで
平成 28 年 6 月 24 日	5,000 株	1 円	3,164.5 円	平成 28 年 7 月 13 日から 平成 28 年 7 月 12 日まで
平成 29 年 6 月 27 日	6,600 株	1 円	2,239.5 円	平成 29 年 7 月 13 日から 平成 29 年 7 月 12 日まで

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
始 値	6,360 円	7,060 円	7,020 円	6,030 円
高 値	7,900 円	8,560 円	8,320 円	6,700 円
安 値	5,630 円	6,400 円	5,810 円	5,700 円
終 値	7,110 円	7,050 円	6,020 円	5,940 円
株価収益率	18.6 倍	15.1 倍	13.9 倍	一倍

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成 30 年 3 月期の株価等については、平成 29 年 11 月 24 日（金）現在で記載しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 30 年 3 月期については期中であるため記載しておりません。

③ 過去 5 年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である澤井弘行、澤井光郎及び澤井健造並びにサワケン株式会社は、SMBC日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。